

会 費 持 口 数 基 準 表

A		
資本金によるもの(本社関係)		
資 本 金	口 数	金 額
100万円 未満	1口 以上	6,000円 以上
100万円 以上	2口 "	12,000円 "
200万円 "	3口 "	18,000円 "
300万円 "	4口 "	24,000円 "
500万円 "	5口 "	30,000円 "
1,000万円 "	10口 "	60,000円 "
2,000万円 "	15口 "	90,000円 "
3,000万円 "	20口 "	120,000円 "
5,000万円 "	25口 "	150,000円 "
1億円 "	30口 "	180,000円 "
資本金によるもの(支店、出張所、営業所、工場等の出先関係)		
3,000万円 未満	2口 以上	12,000円 以上
3,000万円 以上	3口 "	18,000円 "
5,000万円 "	4口 "	24,000円 "
1億円 "	5口 "	30,000円 "
5億円 "	8口 "	48,000円 "
10億円 "	10口 "	60,000円 "
50億円 "	15口 "	90,000円 "
100億円 "	20口 "	120,000円 "

B		
従業員数によるもの		
従業員数	口 数	金 額
5人 未満	2口 以上	12,000円 以上
5人 以上	3口 "	18,000円 "
10人 "	4口 "	24,000円 "
20人 "	5口 "	30,000円 "
30人 "	7口 "	42,000円 "
50人 "	10口 "	60,000円 "
100人 "	13口 "	78,000円 "
200人 "	15口 "	90,000円 "

(注) 算定口数の出し方

- (1) 一般会員は、A(資本金による口数) + B(従業員数による口数) = 算定口数を原則とし、これに諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (2) 個人企業は、B表によるが諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (3) 本社、本店等の場合の従業員数は、支店、出張所、営業所、工場等を含めた全従業員数とする。
- (4) 支店、出張所、営業所、工場等の場合の資本金による会費基準は別表による。従業員については、その支店、出張所、営業所、工場等の従業員数による。
- (5) 資本金、従業員数は毎年4月1日現在とする。増資および従業員数増の事業所は、次年度よりその増資後の資本金および従業員数をもって持口を算定する。
- (6) 従業員数は経営者、家族従業員、季節労働者、パート等も含む。
- (7) 組合および団体の持口数は、3口以上とする。